



鳥取県公報

平成14年 8月 6日(火)
第 7 4 0 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則 (84) (医務薬事課)	1
告 示	生活保護法による介護機関の指定 (421) (福祉保健課)	3
	生活保護法による指定介護機関の変更 (422) (")	3
	生活保護法による指定介護機関の廃止 (423) (")	4
	土地改良区の定款の変更の認可 (424) (耕地課)	4
	保安林の指定の解除予定 (6件) (425~430) (森林保全課)	4
公 告	採石業務管理者試験の実施 (河川砂防課)	7
調達公告	落札者の決定 (環境政策課)	7
正 誤	平成14年 2月28日付鳥取県規則第3号中訂正.....	8

—公布された規則のあらまし—

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

- 1 第2看護学科入学することができる者に通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)及び文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者を加えることとした。(第10条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 8月 6日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第84号

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改

正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																																																												
<p>(入学資格)</p> <p>第10条 学校に入学することができる者は、次に掲げる者で心身ともに健康なものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2看護学科 准看護師免許の取得後3年以上その業務に従事した准看護師又は<u>学校教育法第56条の規定に該当する者であって准看護師であるもの</u></p> <p>(3) 略</p> <p>別表第2 (第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">第2看護学科</td> <td> 1 略 2 <u>就業証明書又は学校教育法第56条の規定に該当する者であることを証明する書類 (入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあつては、その見込みを証明する書類)</u> 3 ~ 5 略 </td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>様式第2号 (第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%;">学</td> <td style="width: 15%;">高等学校等</td> <td style="width: 15%;">学校名</td> <td style="width: 10%;">在学期間</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 45%;">卒業、同見込み、中退</td> </tr> <tr> <td>大 学</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">歴</td> <td>准看護師養成所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護師養成所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td colspan="6">注 略</td></tr> </table>	略		第2看護学科	1 略 2 <u>就業証明書又は学校教育法第56条の規定に該当する者であることを証明する書類 (入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあつては、その見込みを証明する書類)</u> 3 ~ 5 略	略		略						学	高等学校等	学校名	在学期間	年	卒業、同見込み、中退	大 学					歴	准看護師養成所					看護師養成所					略						注 略						<p>(入学資格)</p> <p>第10条 学校に入学することができる者は、次に掲げる者で心身ともに健康なものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2看護学科 准看護師免許の取得後3年以上その業務に従事した准看護師又は<u>高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師</u></p> <p>(3) 略</p> <p>別表第2 (第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">第2看護学科</td> <td> 1 略 2 <u>就業証明書又は高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書 (入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあつては、その見込みを証明する書類)</u> 3 ~ 5 略 </td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>様式第2号 (第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%;">学</td> <td style="width: 15%;">高等学校</td> <td style="width: 15%;">学校名</td> <td style="width: 10%;">在学期間</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 45%;">卒業、同見込み、中退</td> </tr> <tr> <td>大 学</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">歴</td> <td>准看護師養成所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護師養成所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td colspan="6">注 略</td></tr> </table>	略		第2看護学科	1 略 2 <u>就業証明書又は高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書 (入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあつては、その見込みを証明する書類)</u> 3 ~ 5 略	略		略						学	高等学校	学校名	在学期間	年	卒業、同見込み、中退	大 学					歴	准看護師養成所					看護師養成所					略						注 略					
略																																																																																													
第2看護学科	1 略 2 <u>就業証明書又は学校教育法第56条の規定に該当する者であることを証明する書類 (入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあつては、その見込みを証明する書類)</u> 3 ~ 5 略																																																																																												
略																																																																																													
略																																																																																													
学	高等学校等	学校名	在学期間	年	卒業、同見込み、中退																																																																																								
	大 学																																																																																												
歴	准看護師養成所																																																																																												
	看護師養成所																																																																																												
略																																																																																													
注 略																																																																																													
略																																																																																													
第2看護学科	1 略 2 <u>就業証明書又は高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書 (入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあつては、その見込みを証明する書類)</u> 3 ~ 5 略																																																																																												
略																																																																																													
略																																																																																													
学	高等学校	学校名	在学期間	年	卒業、同見込み、中退																																																																																								
	大 学																																																																																												
歴	准看護師養成所																																																																																												
	看護師養成所																																																																																												
略																																																																																													
注 略																																																																																													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第421号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項に基づき、介護機関を指定したので、同条第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年 8 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護の種類	指定年月日
とっとり福祉サービス株式会社	鳥取市行徳三丁目317	とっとり福祉サービス雲山通所介護事業所	鳥取市雲山475	通所介護	平成14年 1月1日
〃	〃	とっとり福祉サービスレンタル事業所	鳥取市行徳三丁目317	福祉用具貸与	平成14年 5月1日
社会福祉法人みのり福祉会	倉吉市西倉吉町2 - 23	社会福祉法人みのり福祉会みのりグループホーム	倉吉市福守町490 - 3	痴呆対応型共同生活介護	平成14年 2月1日
〃	〃	社会福祉法人みのり福祉会倉吉スターロイヤル	倉吉市福守町433	短期入所生活介護	平成14年 4月1日
社会福祉法人鹿野町社会福祉協議会	気高郡鹿野町大字今市651 - 1	社会福祉法人鹿野町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	気高郡鹿野町大字今市651 - 1	訪問看護、訪問入浴介護、通所介護	〃
株式会社シーアンドエス	広島市中区加古町13 - 12	さくらディサービスなかやま	西伯郡中山町栄田332	通所介護	〃
株式会社ヒョウゴナカムラ	東京都世田谷区駒沢二丁目9 - 8	ケア・センターさわやか	米子市皆生温泉一丁目16 - 16	訪問看護	平成14年 5月22日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
医療法人橋本外科医院	鳥取市大杣204 - 3	橋本外科医院	鳥取市大杣204 - 3	平成14年 3月1日
財団法人労働福祉共済会	神奈川県川崎市幸区堀川町580	財団法人労働福祉共済会住宅ケアサービスセンターラブケア山陰	米子市皆生新田一丁目8 - 1	平成14年 4月1日
とっとり福祉サービス株式会社	鳥取市行徳三丁目317	とっとり福祉サービスケアプラン事業所	鳥取市行徳三丁目317	平成14年 5月1日

鳥取県告示第422号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年8月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	変更年月日
有限会社ケアサービス米子	米子市角盤町三丁目141	訪問看護ステーションハートケア	米子市角盤町三丁目124 - 3	平成14年2月16日

鳥取県告示第423号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年8月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
サンキ・ウェルピィ株式会社	広島市西区商工センター六丁目1 - 11	サンキ・ウェルピィ介護センター米子	米子市旗ヶ崎2320	平成14年2月28日
鹿野町	気高郡鹿野町大字鹿野1517	鹿野町立老人福祉センター「しかの和泉荘」	気高郡鹿野町大字今市651 - 1	平成14年3月31日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
サンキ・ウェルピィ株式会社	広島市西区商工センター六丁目1 - 11	サンキ・ウェルピィ介護センター米子	米子市旗ヶ崎2320	平成14年3月31日

鳥取県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を平成14年8月1日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年8月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第425号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年8月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡青谷町大字長和瀬字西ノ坂674の2
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡青谷町大字長和瀬字西ノ坂675の2、字宮島918の9、922の7、923の9、923の12
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第426号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年8月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字片柴字滝ノ尻22の7
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第427号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年8月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字福山字曹源寺谷2の16、2の17、2の18、2の19、2の20、2の21、2の22、2の23、2の24、2の25、2の26
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第428号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年8月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字福山曹源寺谷 2 の22、2 の23、2 の24、2 の25、2 の26
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第429号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年8月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字田代字四十曲り谷696の7
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第430号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年8月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡赤碓町大字山川字勝田川頭西平807の71、大字中村字大藤柚谷649の20、字大藤谷奥西平650の27、650の28
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第31回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成14年8月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成14年10月11日（金）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市西町二丁目311
鳥取市福祉文化会館

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）	2 時間
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	

3 受験申込手続

次の書類を平成14年8月13日（火）から同年9月12日（木）までの間に住所を管轄する地方県土整備局又は日野総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成14年9月12日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。また、受験願書は、各地方県土整備局及び日野総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

- (1) 受験願書
- (2) 写真（手札型（8.0×11.0センチメートル）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,000円
- (2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
- (2) 受験についての詳細は、各地方県土整備局又は日野総合事務所県土整備局に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年 8 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県衛生環境研究所清掃業務 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成14年 6 月20日
- 4 落札者の名称及び所在地 鳥取ビルクリーナー株式会社
鳥取市本町四丁目217
- 5 落 札 金 額 18,364,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成14年 5 月10日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県衛生環境研究所総務課
及び所在地 東伯郡羽合町大字南谷526 - 1

正 誤

平成14年 2 月28日公布の鳥取県規則第 3 号 (保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則) 中次の個所に誤りがあったので、訂正する。

頁 行

誤

正

7 下から12
" 下から11
" 下から10
" 下から 9
" 下から 8
" 下から 7
" 下から 6
" 下から 5

別表第 2 第 2 看護学科の項 第 1 号	准看護婦免許証又は准看護 士免許証	准看護師免許証
	保健婦助産婦看護婦法	保健師助産師看護師法
	准看護婦養成所	准看護師養成所

別表第 2 第 2 看護学科の項 第 1 号	准看護婦免許証又は准看護 士免許証	准看護師免許証
別表第 2 第 2 看護学科の項 第 3 号	保健婦助産婦看護婦法	保健師助産師看護師法
	准看護婦養成所	准看護師養成所